

流山市保育料徴収基準額表（0～2歳児クラス）

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層区分	定義	0～2歳児クラス	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの保育料の額にあっては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの保育料の額の算定にあっては当該年度分の市町村民税の所得割算額の区分が右欄の区分に該当する世帯	0円	0円
C1	16,200円未満	8,500円	8,300円
C2	16,200円以上 32,400円未満	10,100円	9,900円
C3	32,400円以上 48,600円未満	11,900円	11,600円
C4	48,600円以上 60,600円未満	14,800円	14,500円
C5	60,600円以上 97,000円未満	24,900円	24,400円
C6	97,000円以上 133,000円未満	33,900円	33,300円
C7	133,000円以上 169,000円未満	42,700円	41,900円
C8	169,000円以上 195,400円未満	48,100円	47,200円
C9	195,400円以上 301,000円未満	59,900円	58,800円
C10	301,000円以上 397,000円未満	65,400円	64,200円
C11	397,000円以上	70,000円	68,800円

備考

- この表における「市町村民税の所得割算額」とは、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者同一の世帯に属する者についての地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者同一の世帯に属する者が同法第318条に規定する賦課期日において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の1第1項の指定都市の区域内に住所を有する者である場合にあっては、これらの者を指定都市以外の市町村の区域に住所を有する者とみなして算定した額）を合算した額をいう。ただし、所得割を計算する場合には、次に掲げる規定は適用しないものとする。
 - 地方税法第314条の7
 - 地方税法第314条の8
 - 地方税法第314条の9
 - 地方税法附則第5条第3項
 - 地方税法附則第5条の4第6項
 - 地方税法附則第5条の4の2第5項
 - 地方税法附則第5条の5第2項
 - 地方税法附則第7条の2第4項及び第5項
 - 地方税法附則第7条の3第2項
 - 地方税法附則第45条
 なお、地方税法第323条の規定により市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から順次控除して得た額を所得割の額とする。
- 婚姻によらないで母又は父になった者であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものの市町村民税の所得割算額を算定する場合には、本市へ申告した者について、地方税法における寡婦又は寡夫とみなし、同法第295条第1項第2号に該当する場合は非課税とし、それ以外は同法第314条の2第1項第8号に規定する額又は同条第3項に規定する額に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。
- 教育・保育給付認定保護者の属する世帯の市町村民税の所得割算額が77,101円未満の世帯であると認定された世帯であつて、当該認定された世帯が、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該認定された世帯の保育料の額は、最年長の子どもから順に、1人目はこの表に定める保育料の額の半額（保育料が9,000円を超える場合は、9,000円）とし、2人目以降については無料とする。
 - 生活保護法に定める要保護者の世帯
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - 次に掲げる者のいずれかを有する世帯
 - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの（以下「在宅障害者」という。）に限る。）
 - 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発見第156号）に基づく療育手帳の交付を受けた者（在宅障害者に限る。）
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害者に限る。）
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児（在宅障害者に限る。）
 - 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅障害者に限る。）
- 教育・保育給付認定保護者の申請に基づき生活保護法に定める要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める者が属する世帯

- 4 教育・保育給付認定保護者の属する世帯がC1からC11までの階層（備考3に該当する世帯を除く。）において、当該世帯に次に掲げる小学校就学前子どもが複数人いるときの保育料の額は、当該小学校就学前子どものうち2人目を保育料の額の欄に掲げる額の半額とし、3人目以降を無料とする。
- (1) 次に掲げる施設に在籍する小学校就学前子ども
- ア 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）
 - イ 幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいい、認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11条の規定による公示がされたものを除く。）
 - ウ 特別支援学校（学校教育法第1条に規定する特別支援学校をいい、同法76条第2項規定する幼稚部に限る。）
 - エ 保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいい、認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11条の規定による公示がされたものを除く。）
- (2) 法7条第5項に規定する地域型保育又は法第30条第1項第4号に規定する特例保育を受ける小学校就学前子ども
- (3) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設のうち、児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）であって同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものを利用する小学校就学前子ども
- (4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども
- (5) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設に通う小学校就学前子ども
- 5 教育・保育給付認定保護者の属する世帯の市町村民税所得割合算額が57,700円未満の世帯（備考3に該当する世帯を除く。）と認定された世帯である場合において、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする者であって、教育・保育給付認定保護者に監護され、若しくは監護されていたもの又は当該教育・保育給付認定保護者若しくはその配偶者の直系卑属が複数人いるときの保育料の額は、最年長の子どもから順に、2人目を保育料の額の欄に掲げる額の半額とし、3人目以降を無料とする。